社会福祉協議会地域福祉活動計画

背景

これまでの「福祉」は、高齢者、児童、障害者といった対象者ごと(福祉分野)のサービス や制度が基本となっていましたが、社会福祉法の制定によって、個々の福祉分野の充実はもと より、行政による公的サービスや社会福祉協議会も含めた社会福祉法人によるサービス、住民 が自ら主体となって実施するサービス、ボランティアなど、これら全てを市の社会資源として 捉え、その連携と推進によって確立される「地域福祉」の必要性が改めて法的に明確化されと います。

とりわけ、地域福祉の推進にあたっては、従前からの福祉ボランティア活動だけでなく、自 治会や婦人会、青少年育成団体、高齢者クラブ、さらにはさまざまな分野でのNPO活動など 多様な住民活動が有機的に連携し、あるいはそれらを育成していくコーディネート(マネージ メント)機能として「コミュニティ・プラットフォーム」の考え方が求められています。

このような背景を踏まえ、行政計画としての「地域福祉計画」の全体ビジョンやその達成のための施策方向との整合を図るとともに、社会福祉協議会が地域福祉推進において果たすべき役割や必要な施策・事業の方向とそのための体制強化など、今後の地域福祉推進の「コミュニティ・プラットフォーム」として求められる機能をさまざまな角度から検討し、「社会福祉協議会地域福祉活動計画」として取りまとめる必要があります。

合併地域にあっては、新市町として新たな「地域福祉計画」の策定が行われるものと考えられること、また、これに伴って管内の社会福祉協議会の合併も必要となることなどから、新市町の社会福祉協議会としての事業計画の基礎となる「社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定は必須となってきます。

視点

視点1 より生活や地域に密着した問題・ニーズの把握から支援へのシステム化

「コミュニティ」(小地域)を新しい「家族」単位として捉え直して幅広い領域にわたって主体的な活動を進め、地域全体で問題を発見し、支援のサービスへと結びつける、より生活や地域に密着した「問題発見・解決のシステム」を確立していく

視点2 福祉をめぐる制度改革の方向性の反映

サービスの利用者としての自己決定能力と、質の高いサービスの提供の視点から、そのための権利擁護、情報・相談体制の一層の充実、サービスの適切な評価などの視点を加えた社会福祉協議会の活動方向とそのための機能強化についての検討

視点3 少子高齢化、高度情報化などの社会構造変化へ踏み込んだ地域ケアの推進

市町のIT 化の取り組む方向などを踏まえた、社会福祉協議会としての地域福祉活動のあり方、情報ネットワーク化の方向性などについての検討

視点4 住民等の幅広い地域福祉活動の育成と新たなサービス領域の開発

従来のボランティア活動に加え、生活課題やニーズの多様化に対応した幅広い住民や企業などの地域福祉活動の育成や子育で支援など、新しい領域でのサービスの検討

ステップ

本計画は、次のステップに沿って策定します。

